

介護保険だより

平成 27 年 9 月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護請求に誤りがあった場合の対応方法等について

1 処理の流れ

介護請求に誤りがあった場合は、支払決定している介護給付費請求明細書を取下げてから、正しい内容の介護給付費請求明細書を提出します。

2 介護給付費請求明細書の取下げ

保険者に取下げの申請（過誤申立て依頼）を行います。手続きの方法については各保険者で異なりますので、直接保険者へお問い合わせください。

なお、被保険者番号が「H」で始まる利用者（生活保護受給者）の請求の取下げについては、介護券に記載されている福祉事務所に取下げの申請を行います。

3 金額調整について

（1）調整方法

取下げ処理を行った月の支払確定額から、取り下げる額を差し引き、その差額を事業所に支払います。

<例 1 >

◎取下げ額：1 件 30,000 円

◎処理月の支払確定額：10 件 計 270,000 円

◎支払確定額から取下げ額を差し引き、

270,000 円 - 30,000 円 = 240,000 円 が事業所への支払額となります。

（2）注意点

取下げを行う際は、その件数や金額に注意してください。

<例 2 >

◎取下げ額：50 件 計 500,000 円（多くの請求明細書を取下げ）

◎処理月の支払確定額：30 件 計 300,000 円

◎支払確定額から取下げ額を差し引くと、

300,000 円－500,000 円＝△200,000 円 となります。

一度に多くの介護給付費請求明細書を取り下げると、差引き後の支払額がマイナスになります。このような場合、事業所から国保連合会に払込み（返納）をしていただくこととなります。

介護給付費請求明細書の取下げを行う際は、支払額に影響が出ないように、毎月の請求件数や請求金額と比較して、取り下げる件数を決めていただきますようお願いいたします。

やむを得ず一度に多くの取下げを行わなければならない場合は、「過誤処理」と「再請求」を同じ月に行う方法（同月過誤処理といいます）があります。

詳しくは、本会ホームページ「介護事業所の皆様へ」を御覧ください。

4 事業所への通知について

国保連合会から「介護給付費過誤決定通知書」が届きます。取下げの処理が完了したことをお知らせする帳票です。

この帳票で取下げの完了を確認してから、介護給付費請求明細書を再提出してください。

二割負担対象者の請求明細書の記載方法について

平成27年8月サービス分より一定以上の所得がある被保険者の方は、二割負担になりました。二割負担者の介護給付明細書の記載方法について、問い合わせをいただいておりますので記載方法を掲載いたします。

（厚生労働省：介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付についてより抜粋）

① 二割負担対象者が介護サービスを受けた場合の請求明細書

請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	1	1	訪問介護									
	③サービス実日数	1	6	日									
	④計画単位数				4	3	3	6					
	⑤限度額管理対象単位数				4	3	3	6					
	⑥限度額管理対象外単位数							0					
	⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥				4	3	3	6					
	⑧公費分単位数							0					
	⑨単位数単価	1	0	2	1	円/単位							
	⑩保険請求額				3	5	4	1	6				
	⑪利用者負担額				8	8	5	4					
	⑫公費請求額							0					
	⑬公費分本人負担							0					

給付率 80% で
計算した値を
記載する

二割負担対象者の
場合、給付率は
「80」とする

給付率（/100）	
保険	80
公費	

② 二割負担対象者が出来高サービスを受けた場合の請求

区分		保険分					保険分特定治療・特別療養費			公費分特定治療・特別療養費				
請求額集計欄	①点数・単位数合計		9	8	0	0				2	5	0		
	②点数・単位数単価	1	0	1	4	円/単位	10円/点・単位			10円/点・単位				
	③給付率		8	0	/100		80/100			/100				
	④請求額(円)		7	9	4	9	7	2			0			
	⑤利用者負担額(円)		1	9	8	7	5	5			0			

二割負担対象者の場合、給付率は「80」とする

介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	単位数	回数	サービス	請求額(円)	請求額	利用者負担額	
										二割負担対象者が出来高サービスを受けた場合、 二割負担対象者用の給付率（80%）で請求する
										請求額(円)

③ 二割負担対象者が給付制限となった場合の請求

- 二割負担対象者と判定されたが、保険料を滞納していたため、給付制限となった。

請求額集計欄	①サービス種類コード / ②名称	1	1	訪問介護											
	③サービス実日数	1	6	日											
	④計画単位数			4	3	3	6								
	⑤限度額管理対象単位数			4	3	3	6								
	⑥限度額管理対象外単位数						0								
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥			4	3	3	6				給付率(/100)				
	⑧公費分単位数						0				保険		7	0	
	⑨単位数単価	1	0	2	1	円/単位		円/単位		円/単位				合計	
	⑩保険請求額			3	0	9	8	9			3	0	9	8	9
	⑪利用者負担額			1	3	2	8	1			1	3	2	8	1
	⑫公費請求額						0							0	
⑬公費分本人負担						0							0		

二割負担対象者であり、給付制限となった場合、給付率は「70」とする

④ 二割負担対象者が減免の対象者となった場合の請求

- 二割負担対象者と判定されたが、罹災し減免対象（100%給付）となった。

請求額集計欄	①サービス種類コード / ②名称	1	1	訪問介護											
	③サービス実日数	1	6	日											
	④計画単位数			4	3	3	6								
	⑤限度額管理対象単位数			4	3	3	6								
	⑥限度額管理対象外単位数						0								
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥			4	3	3	6				給付率(/100)				
	⑧公費分単位数						0				保険		1	0	
	⑨単位数単価	1	0	2	1	円/単位		円/単位		円/単位				合計	
	⑩保険請求額			4	4	2	7	0			4	4	2	7	0
	⑪利用者負担額						0							0	
	⑫公費請求額						0							0	

二割負担対象者であり、減免対象者となった場合、給付率は「100」とする
*減免給付率は、81~100%の間で保険者が設定する

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>



国保連合会